

## 「千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（案）」 に関するパブリックコメント手続の実施結果について

「千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（案）」に関するパブリックコメント手続について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので公表いたします。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

### 1 実施期間

令和3年11月8日（月）～12月7日（火）

### 2 意見提出者数及び件数

提出方法	人数	件数
電子メール	4人	16件
郵送	0人	0件
ファクシミリ	0人	0件
持参	0人	0件
合計	4人	16件

### 3 意見の内訳

項目	件数
背景	1件
目的	1件
建築物の建築の制限	6件
既存の建築物に対する制限の緩和	1件
罰則	2件
その他	5件

### 4 原案を修正した件数 1件

### 5 意見の概要とそれに対する市の考え方

別紙「千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（案）」に対する意見の概要と市の考え方」のとおり

お問い合わせ先 千葉市都市局建築部建築指導課

電話 043-245-5694

FAX 043-245-5888

電子メール shido.URC@city.chiba.lg.jp